

条例第 18 号

宇和島市交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第10条関係）		別表（第10条関係）	
区分	利用料金	区分	利用料金
特産品等販売施設	売上額の40%以内	特産品等販売施設	売上額の40%以内
特産品加工室	1時間につき 500円 ただし、1日当たりの上限額を2,500円とする。	特産品加工室	1時間につき 500円 ただし、1日当たりの上限額を2,500円とする。
市民ギャラリー	1時間につき <u>500円</u> ただし、1日当たりの上限額を <u>2,500円</u> とする。	市民ギャラリー	1時間につき <u>1,000円</u> ただし、1日当たりの上限額を <u>5,000円</u> とする。
研修室	1時間につき 300円 ただし、1日当たりの上限額を1,500円とする。	研修室	1時間につき 300円 ただし、1日当たりの上限額を1,500円とする。
屋根付広場（ステージ）	1時間につき 300円 ただし、1日当たりの上限額を1,500円とする。	屋根付広場（ステージ）	1時間につき 300円 ただし、1日当たりの上限額を1,500円とする。
広場、駐車場等の屋外スペース	売上額の20%以内		
備考		備考	

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 1日とは、午前9時から午後6時までをいう。2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として計算する。 | <ol style="list-style-type: none">1 1日とは、午前9時から午後6時までをいう。2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として計算する。 |
|--|--|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宇和島市交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。